

(仮称)協働推進方針(案)

平成17年11月

目黒区

ご意見をお寄せください。

ご意見の提出は、個人・団体を問いません。

様式は自由です。

いただいたご意見は、個別には回答しませんが、方針策定の検討に反映させていただき、その意見の要旨と反映状況を公表します。

記入要領

「(仮称)協働推進方針(案)」に対する意見であることを明記し、意見と氏名(匿名も可)または団体名を記入してください。

送付期限

平成17年12月5日(月)必着

送付先・送付方法

電子メール・ファックスまたは郵送で、協働推進課まで

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

目次	
方針策定にあたって	1
第1 今、なぜ協働なのか	2
1 地域課題の解決や公共サービスの提供に「市民の力」を必要とする時代	2
（1）行政だけで公共サービスを支えることの限界	2
（2）市民活動団体の公共分野での活躍	2
（3）観客型からプレーヤー型の地域づくりへの転換	3
2 「市民の力」が発揮される社会から見た目黒の現状と課題	4
（1）これまでの目黒の区民と行政の連携	4
（2）地域社会の課題にみんなで取り組む関係をつくる	6
第2 協働を推進するために	7
1 目黒らしい協働の方向	7
（1）これからの目黒の協働 ～ともに考え、ともにつくる～	7
（2）協働する際の基本的ルール（協働の原則）	8
（3）協働の相手	9
（4）協働の形態	10
2 協働推進の土壌づくり	11
（1）協働事業が展開する環境	11
（2）区民活動が活発化する環境	12
（3）行政への参画が充実する環境	13
3 協働推進の方策	14
（1）協働事業を展開する方策	14
（2）区民活動を活発化する方策	15
（3）行政への参画を充実する方策	16
（4）推進体制を整備する方策	17
協働推進方策の年次別実施の考え方	18
用語解説	19
資料	21

方針策定にあたって

本方針は、目黒区基本構想(1)に掲げる基本理念「住民自治を確立する」と基本方針「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」を踏まえ、区民と行政がともに地域社会を支えるもの同士として、地域課題の解決などに連携して取り組み、区民の自治意識に支えられた個性豊かな地域社会を構築することを目的とするものです。

本方針の位置付けは、以下のとおりです。

- 1 本方針は、「区民と行政の協働のあり方」と「協働を推進するための行政の取り組み」を示すものです。目黒区は、本方針に基づき、協働を推進するとともに、そのために必要な環境づくりを進めます。
- 2 この方針に沿って実践を積み重ね、経験を蓄積し、結果を踏まえて方針を適宜見直していきます。
- 3 本方針は、区民、区民活動団体を中心に考え方を整理しています。事業者(企業)、大学など他の団体と行政との協働の取り組みについては、この考え方に準じて進めることとします。

方針で用いる言葉について

本方針では、区民、区民活動(団体)、行政について、下記の意味の言葉として使用しています。

区民 : 区内に住み、区内で働き、学び、活動する人として。

区民活動(団体) : 区民の自主的な非営利(2)の活動(団体)で、区内を活動範囲にする、又は、区内に活動拠点を置く活動(団体)として。この中には、政治的活動、宗教的活動を目的とする活動(団体)は含みません。

行政 : 目黒区の執行機関として。

第1 今、なぜ協働なのか

ここ数年、公共や地方自治の分野で、協働という言葉をよく耳にします。最近では、公共のあり方や自治のあり方をめぐって、国(3)をはじめ全国の自治体で「協働」の考え方が取り上げられ、様々な取り組みが行われるようになってきました。

なぜ、協働がこれほどまでに広がりを見せているのでしょうか。

1 地域課題の解決や公共サービスの提供に「市民の力」を必要とする時代

協働が注目されるようになってきたのは、少子・高齢化の加速、経済活動の停滞、IT化など地域社会や行政を取り巻く環境が大きく変化し、地域課題の解決や公共サービスの提供には、市民活動団体など市民の力が十分に発揮される社会をつくる必要であると認識されるようになったからです。

市民が求め、行政が担うという一方通行的な考え方ではなく、異なる立場を持つもの同士が公共・地域を担い合う双方向型の考え方(国が言うところの「新しい公共」の考え方(4))が必要になってきたということです。

主な理由としては、次のようなことが挙げられます。

(1) 行政だけで公共サービスを支えることの限界

- ・ 市民や地域のニーズの多様化に伴い、よりきめの細かい公共サービスが求められるようになり、画一的になりがちな行政の対応では限界が出てきたこと。
- ・ 公共サービスを維持・拡充するためには、公共分野はすべて行政が担う「公共 = 行政」の考え方を前提としたこれまでの社会のシステムを見直す必要があること。
- ・ 厳しい財政状況が続く中で、行政が公共の全てを担うだけの財政力がなくなり、民間活用を含めより効率的・効果的な行政運営が求められるようになってきたこと。しかし、採算性が前提の営利企業ではその隙間を埋めることができないこと。

(2) 市民活動団体の公共分野での活躍

- ・ 阪神淡路大震災などの大きな災害を契機として、社会貢献を意識した様々な活動が広がり、市民活動への関心が高まってきていること。
- ・ 「特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)」が施行され、市民活動への支援のあり方に影響を与え、市民活動の環境が大きく変わったこと。
- ・ 社会貢献活動が広がりを見せる中で、様々な公共サービスを提供する市民活動団体が増え、公共分野の担い手として活躍が期待されるようになってきたこと。

(3) 観客型からプレーヤー型の地域づくりへの転換

- ・ 防災、防犯、ごみ減量、子育て支援など、行政だけでは解決できない課題が数多くあり、市民や活動団体と連携して取り組むことが効果的だと考えられるようになってきたこと。
- ・ 地域の実状に合わせた自治体運営を行うためには、市民にもっとも身近な自治体が、今まで以上に市民の意思を反映しながら施策を展開することが必要であり、地域の課題解決に向けた市民の力が必要であると認識されるようになってきたこと。
- ・ 道路を一本隔てただけで事情が変わる、問題の解決が一人ひとりの利益につながらないなど地域課題が複雑に絡み合う中で、行政だけでは解決が難しいことを感じ、自らの行動や活動が不可欠だと考える市民が増えてきたこと。

2 「市民の力」が発揮される社会から見た目黒の現状と課題

目黒区は以前から、集会施設の整備やまちづくり活動助成などコミュニティ形成に向けた支援、区民まつりや緑化活動など区民や地域と連携した事業のほか、区民との協力関係を大切にしながら様々な取り組みを積極的に行ってきました。最近では、地域安全パトロール、違反広告物の撤去活動、まちの美化・清掃活動をはじめ区民との連携がますます広がっています。

しかし現状は、相互の理解が不足していたり、情報の共有化が図られていないなど、「市民の力」が十分に発揮された連携までには至っていません。

(1) これまでの目黒の区民と行政の連携

行政の取り組みが中心になりがちで、区民の力が十分に発揮された連携が少ない

【現状】

- ・ 区は、町会・自治会、住区住民会議をはじめとする地域団体を中心に、様々な取り組みで連携を図ってきました。
- ・ 各種事業を実施する際に、情報交換、委託・補助、共催・後援などの形で、各種の活動団体と協力しています。
- ・ 厳しい財政状況が続く中で行財政改革を進め、活動団体との連携事業を実施したり、民間活用の検討を行うなど、より効果的・効率的な方法を模索しながら行政運営を行っています。
- ・ 最近では、地域安全、ごみ減量、環境保護、放置自転車、まちの美化・清掃など、行政だけでは解決の難しい課題がますます増えています。

【問題点】

- ・ 活動団体との連携では、どちらかという行政が主導的になっている傾向が見られます。
- ・ 連携した取り組みを行っているとはいえ、行政の考え方やルールが整理されていないため、対応が異なることがあります。
- ・ 連携にあたっては、活動団体も行政も主体的に取り組むことが必要ですが、依存的になる場面も見られます。
- ・ 連携した取り組みは、事前検討や調整事項が多く、なかなかその数が増えません。

区民活動の広がる素地はあるが、地域や行政への関心がなかなか高まらない

【現状】

- ・ 区内で活動する団体は多様で、長年にわたって活動している団体も数多くあり、社会貢献活動や公益的活動が広がる素地は十分にあります。
- ・ 区民の活動意識は、「活動している、活動したいと思っている」とする層が6割を

超え（第33回世論調査平成13年度）総じて高いといえます。

- ・ 活動人材が増えないという声をよく耳にしますが、実際には人材が豊富で、きっかけさえあれば様々な知識や経験を持つ人が活動に関わる可能性があります。
- ・ 区民の活動の中には、主体的な関わりを重視した行政への参加機会を契機として、地域や社会の課題の解決のために自発的に活動をはじめたグループもあります。

【問題点】

- ・ 数多くの団体が活動していますが、各団体の活動基盤は全般的に脆弱で、資金・人材・情報など活動上・運営上の様々な悩みを抱えながら活動している現実があります。
- ・ 区民活動に対する行政の支援は、事業ごとに行われており、活動全体の活発化の視点での総合的な政策がありません。
- ・ 区民の活動意識が高いわりには、調査結果にあるとおり、「時間がない」「機会や情報がない」などの理由から、実際の活動まで結びついていません。
- ・ 活動団体は数多くありますが、活動の広がりとは言えず、区民の地域や行政への関心もなかなか高まりません。

(2) 地域社会の課題にみんなで取り組む関係をつくる

力を出し合う連携を広げ、深めること

目黒区では、区民との連携による取り組みが数多く行われてきました。地域の課題解決に向けて連携して取り組む場合には、互いに力を出し合うことが求められますが、これまでの連携では、相互の理解が不足していたり、役割が十分話し合われていなかったりする場合があります。

区民と行政が連携するということは、双方とも取り組む際の検討や調整の作業が増えることとなりますが、主体的に連携する取り組みを一つひとつ着実に積み重ね、地域社会をみんなで支え、つくる関係を築くことが必要です。

地域課題や行政への関心をいっそう高めること

町会・自治会など地域での活動のほか、区内では、様々な活動が行われています。例えば、自分の行動が地域を変えるとの信念で清掃活動を続けている人、社会に貢献するためにと行政の隙間を埋める事業を始めた団体などがあります。一方では、活動をしたいのにきっかけがつかめないでいる人、いつも同じ顔ぶれの活動でメンバーを増やしたいと考えている団体など、なかなか活動が広がらない、発展しないという悩みを抱えている実態もあります。

区民の活動が広がることは、地域や行政への関心が高まることにつながります。地域への関心と参画意識の高まりは、区民と行政の主体的な連携の取り組みを進展させる源となります。

区民の活動が広がるためには、人と人、人と団体、団体と団体のつながりが欠かせません。行政の活動支援は色々行われてきましたが、人、地域のつながりがさらに深まるような取り組みが必要です。

また、区民の自主的な活動のきっかけとなり、相互の力を出し合う連携へつながるものとして、行政は常に、行政情報の発信と呼びかけの工夫をこらして一層の説明責任を果たし、区民との情報共有のもとで、地域のことをともに考える姿勢を持つことが必要です。

第2 協働を推進するために

目黒区では、これまでも区民との連携を進めてきましたが、連携の広がりや深まりの点では様々な課題があります。よりよい地域社会をつくっていくためには、区民と行政の関係を協働の関係へと進展させることが必要です。これは、全く新しい関係を築くということではなく、これまで築いてきた連携関係を、区民の力が十分に発揮される連携へと「さらに拡大・充実」するということです。

では、目黒らしい、目黒にふさわしい協働とはどのようなもののでしょうか。協働を推進するために行政は、どう取り組めばよいのでしょうか。今後の協働のあり方、協働を推進するために必要な条件と具体策の方向を示します。

1 目黒らしい協働の方向

(1) これからの目黒の協働 ～ともに考え、ともに作る～

区民と行政が協働するということは、地域を「ともに考え、ともに作る」ということです。そこには、ともに考えようとする明確な意思と、ともにつくろうとする主体的な行動が必要で、役割の大小はあっても、一方的・主従的な関係はありません。単にイベント開催時に参加したり、作業に協力したりする関係ではなく、それぞれが当事者となって、知恵を出し合い、役割分担して連携行動する関係を意味します。

「ともに考え、ともに作る」とはいえ、地域のことや皆に関わることを何でも協働するということではありません。また、協働するかどうかやお互いの役割をあらかじめ線引きできるものでもありません。相互の特性（例えば活動団体の自発性、柔軟性、機動性、先駆性などと行政の公平性・公正性など）を活かすことによって効果を一層発揮することが期待できる場合に行われるものです。

協働したからといって、区民、活動団体と行政との関係、目黒区の行政運営が急激に変わってしまうものではありません。様々な協働の取り組みを一つひとつ着実に積み重ねながら、区民と行政の間に「ともに考え、ともに作る」関係を築くことにより、目黒がよりよい地域社会となることをねらうものです。

様々なニーズに対応したきめ細かな公共サービスが提供されること

区民も、活動団体も、事業者も、皆が地域社会や公共を支え合う意識を持つこと
行政の説明責任が果たされ、地域の情報が共有されること

より効果・効率的な行政運営が行われること

地域の活力や区民の自治意識が高揚すること

(2) 協働する際の基本的ルール (協働の原則)

これまでの区民との連携では、行政が主導的な傾向を持っていたり、相互理解が不十分だったりした点があったことは否めません。

区民と行政が協働するためには、以下の項目を基本的ルール (協働の原則) として両者の関係を築くことが必要です。

協働の原則

- | | |
|--------------------|---|
| 共通の目的を持つ | 共通の目的を探り、目的を共有したうえで、進め方や方法を組み立てることが必要です。 |
| 対等に取り組む | 上下の関係や従属的・依存的な関係にならないよう、それぞれの役割や責任を明確にして進めることが必要です。 |
| 自主・自立的に取り組む | 相互に自主性を尊重し、自ら分担する役割については責任を持って自立的に取り組むことが必要です。 |
| 情報を共有する | 互いに持っている情報を積極的に提供・公表し、情報を双方が共有することが必要です。 |
| 情報を公開する | 経過や内容の公表に十分に努め、相互の関係が透明で開かれたものにすることが必要です。 |
| 相互に理解し合う | 十分に話し合い、相互の立場や協働する意義などを理解し合うことが必要です。 |
| 評価、見直しをする | 馴れ合い、惰性になることを防ぐため、協働する期限や達成目標を明確にし、一定の時期に客観的な評価、見直しすることが必要です。 |
| 効果・効率的に取り組む | 相互に協働による効果が最大になるように努めるとともに、効率性にも十分配慮して取り組むことが必要です。 |

(3) 協働の相手

行政が協働する場合、相手は、連携した取り組みを遂行する実行力、組織力、運営力などを持っていることが必要です。したがって協働の相手は、一人ひとりの区民が支える活動団体です。

区民活動団体、事業者（企業）、大学など行政の協働の相手となる団体は様々ですが、活動の種類や分野で限定するのではなく、取り組む課題や事業ごとに柔軟に考えていくことが必要です。本方針では、相手を区民活動団体とし、事業者（企業）・大学など他の団体については方針に沿って進めることとします。

行政の協働の相手

【区民活動団体】

町会・自治会や住区住民会議など地域型の活動団体

防災・防犯・地域福祉・ごみ減量化など地域と密接に連携して取り組まなければならない課題が多くあります。行政は、活動の自主性や団体の自立性に十分配慮しながら、これまで以上に、「ともに考え、ともにつくる」方向で地域型の活動団体と連携を進めていくことが必要です。

ボランティア団体、NPOなど目的型の活動団体

目的型の活動団体は、自発性、柔軟性、機動性、先駆性、多元性などの特徴(5)を持って地域の課題解決などに自発的に取り組んでいる団体です。多様な主体が担い合う地域社会をつくるという観点から、行政は、目的型の活動団体との連携の取り組みを一層拡大していくことが必要です。

【事業者（企業）】

事業者は、「企業市民」としても位置づけられることから、事業者の公益的活動と行政活動との連携についても、積極的に進めることが求められます。しかし、事業者は、本来、営利団体であり、連携した取り組みを行う際は、公正性・透明性に十分配慮して進めることが必要です。

【その他の団体】

上記のほかにも、学校法人、財団・社団法人、社会福祉法人など、公益的活動を行っている団体は数多くあり、行政は、これら団体との協働も積極的に進めていくことが必要です。

(4) 協働の形態

活動団体と行政が協働して取り組む際の形態には、様々なものがあり、共催、事業協力、実行委員会、情報交換、補助(注)、委託などが主なものとして挙げられます。

既に行われているものと同じ名称ですが、これまでと同じやり方でいいというのではなく、「協働の原則」を基本にして、企画段階から評価・見直し段階まで一連の取り組みを、互いの力を発揮したものとなるように組み立てることが必要です。例えば、共に催すものでありながら、資金を出すだけであったり、会場を提供するだけということがあります。また、実行委員会で行う場合にも、行政が事務局から企画・運営までお膳立てする中で、取り組まれている場合があります。

どのやり方が良い・悪いと決めるのではなく、様々な形態の中から、相互に何をどのように担うことが効果的・効率的か、活動団体の自主性・自立性を損なうことがないかなどの観点で、もっともふさわしいものを選択し、組み立てて実施することが必要です。

(注) 補助 本方針では、協働による取り組みの場合「助成」ではなく「補助」を使います。「補助」は、事業の実施を目的とした経費の負担とします。「助成」の場合は、事業の実施が目的ではなく、活動団体の活動を応援する、活動を活発にする資金支援の意味合いが強い場合に使います。

2 協働推進の土壌づくり

協働、協働と声高々にアピールしても、連携する際の条件が整っていないとなかなか協働するまでに至りません。区民と行政の協働による取り組みを広げ、深めていくためには、取り組む際の方法やルールが整っていることが必要です。また、活動団体の活動が活発に行われていなければ、協働の相手が見つかりません。区民のための政策や計画も、ともに知恵を出し合って考えなければ、協働の取り組みへとつながりません。

協働を推進するために、目黒区として取り組むことが必要な環境づくりの方向を示します。

(1) 協働事業が展開する環境

協働手法の確立

協働すると言っても、活動団体と行政とでは立場や考え方が異なるため、実施にあたっては、様々な問題が出てきます。また、協働の取り組みは、行政からだけでなく、活動団体からその特性・能力を活かした提案が出てくることもあります。

担当者によって対応が異なったり、協働の取り組みが日の目を見ないで消えてしまったりすることがないように、行政は、協働で取り組む際のルールや考え方を明確にするとともに、団体からの提案を受け入れる仕組みをつくる必要があります。また、協働の取り組みを増やしていくためには、既存事業の見直しを徹底し、積極的に事業の協働化を進めることが大切です。

職員の意識改革

公共サービスの提供や地域課題の解決には、区民とともに取り組まなければならないことを、行政職員の一人ひとりが十分に理解しなければなりません。

職員は、地域課題を的確に捉え、協働による解決方法を念頭に置き、効果的な事業に組み立てていく能力を養う必要があります。

(2) 区民活動が活発化する環境

自主的・自立的な区民活動の促進

協働するためには、その前提として、区民の地域や行政に対する関心が高く、地域課題の解決に向けた活動や公共サービスの提供に取り組む活動など、様々な区民活動が活発に行われていなければなりません。

区民の活動は、本来自らの意思によって自発的に行われるものですが、様々な活動の活発化は地域社会の発展につながるもの(6)であり、行政は、活動の自主性や団体の自立性に十分配慮しつつ、区民活動を促進していかなければなりません。

区民活動の活発化に向けては、人材・場・資金・情報など多方面から、区民、活動団体、事業者をつなぐ総合的な環境づくりが求められます。

活動支援の要件の確立

区民活動を支援する場合は、公平で透明な方策を組み立て、行政の支援策としてふさわしい方法で実施していくことが望まれます。

特に行政が、活動経費の助成や協働に伴う補助、公共施設の使用許可など公金の支出や公の財産の使用が伴う支援を行う場合には、支援の公平性を確保し、適正に行うこと(7)が求められることから、次の要件を満たしていることが必要です。

- ・ 対象となる活動が公益的であること
- ・ 支援内容とその用途を点検する仕組みが確立していること
- ・ 支援に係る活動の情報が公開(8)されていること

(3) 行政への参画が充実する環境

参画の充実と情報共有化

区民が地域や行政に目を向けることは、区民が自ら地域の課題に取り組もうとするきっかけにつながり、協働を推進する原動力となります。

区民が地域や行政に目を向け、地域課題に取り組もうとするきっかけづくりとして、情報の公開と政策への区民意見の反映は、行政の重要な取り組みです。これは、政策策定過程における公正性の確保と透明性の向上を図るものでもあり、できるだけ修正が可能な段階での公表や意見反映、反映状況の説明など包括的な取り組みが必要です。

区民意見の反映は、課題に関する情報の共有化が前提であり、行政は区民に対して責任を持って、分かりやすく必要な行政情報を迅速に公表・説明していくことが大切です。

政策策定への区民意見の反映

行政への参画には、様々な段階や方法があります。一般的な政策形成の過程は、問題・課題発見、政策立案、政策決定、政策実施、評価の各段階が考えられ、区民意見の反映の方法としては、意見の募集、審議会の公募枠設定、協議会・説明会等の開催、日常的な広聴（区民の声）などがあります。

課題となるテーマやそれを取り巻く状況、参画の目的や期待、効果や効率性などによって選択する方法は変わってきますが、いずれにしても政策策定の「早い段階から」、「多くの区民が」、「主体的に関わる」ことを基本として取り組むことが必要です。

特に、主体的に関わる面からは、事業を実施する中で、日ごろから区民との意見交換や情報共有に努めるとともに、政策策定や企画立案の段階で、ワークショップ方式の採用、IT利用の電子会議室など双方向型の参画の取り組みを拡充することが重要です。

3 協働推進の方策

目黒区は、協働を推進するための仕組みとして、協働事業の展開、区民活動の活発化、行政への参画の充実、推進体制の整備の4つの観点から以下の方策を掲げ、実現に向けて取り組めます。

(1) 協働事業を展開する方策

協働ガイドラインの作成

活動団体と連携して事業を行う際の考え方や方法をまとめたガイドラインを作成し、協働による取り組みを増やし、充実させます。

このガイドラインは、事業を行う際に、実施手法の一つとして活動団体との協働を検討したり、実施する際の適切な方法を選択し、協働が効果的に進められるように点検事項や手順・留意点を示すものです。

協働事業提案制度の整備

活動団体が持つ豊かな発想、高い専門性、柔軟な行動を活かすため、分野を限定せずに事業提案を活動団体から公募し、実施することになった場合は、翌年度の協働事業として、提案団体と行政が取り組む制度を整備します。

この制度は、事業等の企画から評価までを範囲とする、提案募集 受付 公開審査 協議 準備 実施 評価の流れを持つものです。

実現にあたっては、応募状況、行政との協議結果、実施・評価結果の公表や公開プレゼンテーションによる審査など透明で開かれた制度とすることが求められます。

行政事業の協働化

行政が実施している事業や実施予定の事業について、事業の企画・実施・評価の各段階で、本方針や協働ガイドラインに沿って点検し、その結果、活動団体との連携によって実施することがふさわしいと考えられるものについては、行政から提案するなど積極的に協働化を進めます。

(2) 区民活動を活発化する方策

活動コーディネート機能の確保

区民活動全体を活発化させるためには、活動団体と区民・事業者・行政などの中間に立って、人材、学習、運営、資金、場に関する情報の集積・発信、団体間や活動希望者の交流支援、ネットワークづくり、活動相談などを行う活動の自主性や団体の自立性に配慮したコーディネート機能（いわゆる中間支援機能）の確保が不可欠です。

検討にあたっては、既にコーディネート機能を持つ団体があるため、これらの活動に配慮すると共に、活動の自主性・自立性の確保の観点から、区民や活動団体と十分に話し合っ進める必要があります。

寄附受け入れ型の活動費助成制度の整備

既存の助成制度の見直しや一元化に向けた調整も含め、区民や企業等からの寄附金の受け入れを視野に入れた助成制度を検討・整備し、公益的活動に対する資金面の支援を行います。

整備にあたっては、寄附者の支援の意思が助成に反映され、公益的活動に対する区民や企業等の関心・理解が高まる制度、交付の審査・選考を第三者機関が行うなど公正性・透明性の高い制度を目指して検討します。

集会施設の利用方法等の改善

集会施設が、区民、活動団体が利用・活動のしやすい活動の場になるよう見直しの検討を行い、改善を行います。特に、施設別、分野別になっている登録手続き、利用方法、使用時間、施設情報など利用ルールについては、共通化が可能な事項の整理を行い、分かりやすくします。

なお、活動の場の一つである活動団体の拠点（事務所スペース）については、需要調査等をしたうえで支援の必要性を検討します。

(3) 行政への参画を充実する方策

パブリックコメント制度の整備

政策や計画を策定する場合に事前の立案段階で、十分な情報の公表や説明を前提に区民からの意見を受け付ける機会を確保し、意見反映の機会を保障する制度として、パブリックコメント制度を検討・整備します。

なお、意見がどのように反映されたか、反映されないとすればその理由についての公表・説明の手続きについても明確にします。

行政検討に先立つ区民提案づくり機会の確保

政策策定過程の早い段階での実質的な参画の手法の一つとして、行政が提示した課題に対して、行政検討に先立って区民が検討・提案できる方法を検討し、機会を確保します。区民からの提案が、そのまま行政の案になるものではなく、提案を受けて以降、行政の内部検討、行政や議会の手続きを経て区としての案が作成されるものです。

実施する際には、行政からの必要な資料やデータの提供、検討の期間や運営の方法、相互の役割などを事前に確認しておくことが大切です。

この方法は、効果や効率性を踏まえた上で実施するかどうかを判断することが必要であり、恒常的なテーマを設定することはできませんが、区民との十分な話し合いを前提としたプロセスを踏むことが望ましいもの、区民全般の生活に広範かつ深く影響し、その解決に向けた活動や意識啓発など区民が関わることがふさわしいものが対象になります。

政策審議を行う審議会等の運営の見直し

審議会等の性格や設置目的など特徴を踏まえた上で、政策審議を行う審議会等の構成員や運営について、より多くの区民意見の反映、より一層の実質的な審議、より開かれた審議などができるように運営のあり方を検討・見直し、行政への参画の拡充を図ります。

想定される検討項目としては、公募区民や関係団体委員など区民委員枠の考え方、区民委員に対する学習や説明の機会、開催日時や回数ほかの運営上の工夫、区民意見を聞く場合の方法、審議情報の迅速な公表などが考えられます。

(4) 推進体制を整備する方策

協働推進体制の整備

現行組織の見直しを含め全庁的な推進体制をつくり、推進方策を整備・促進する担当を明確にして協働推進の土壌づくりに取り組みます。また、情報共有化の取り組みや職員研修の実施などを通じ、職員の協働に関する共通認識・理解を図ります。

本方針に掲げる協働事業提案制度や寄附受け入れ型の活動費助成制度に関しては、区民、活動団体関係者、学識者も加わって審査ができる体制を検討します。

協働意識の普及啓発

協働の考え方の普及、活動団体の存在意義や活動に対する理解、自治意識・参画意識の普及啓発など、区民と行政の情報共有と相互理解を図ります。

区民活動や協働に関する理解、普及啓発の取り組みは、活動コーディネート機能など活動促進の検討と整合を図ることが必要です。

協働の推進に関する条例の制定

区民との情報共有や相互理解を深めながら、さらに「ともに考え、ともに作る」関係を広げ・継続していくために、協働事業の展開、区民活動の促進、行政への参画の充実など協働推進の基本となる条例の制定を検討します。

検討にあたっては、本方針の考え方に沿って「早い段階から」、「多くの区民が」、「主体的に関わる」ことを基本とした方法で進めます。

協働推進方策の年次別実施の考え方

協働の推進を確実なものとするため、下記のとおり、方策を段階的に実施します。

考え方としては、現在、取り組まれている様々な連携・協力の関係を協働の関係に進展させ、取り組みの数を増やししながら、普及啓発を図っていきます。

次に、目黒における協働推進が抱える問題点や課題を整理し、協働事業の土壌となる活動活発化・行政への参画の充実に取り組みます。

最後に、これらの取り組みが持続し、協働型社会を保つための条例を協働にふさわしい方法で策定します。

- 1 協働の取り組みを増やし、充実する
- 2 協働の素地を整える、かためる
- 3 協働型社会を支える、継続させる

推進方策 / 目標年度	17	18	19	20	21
協働意識の普及啓発	順次実施				
協働ガイドラインの作成	検討				
協働事業提案制度の整備	検討				
行政事業の協働化	検討	順次実施			
協働推進体制の整備	検討				

パブリックコメント制度の整備		検討			
行政検討に先立つ区民提案づくり機会の確保		検討			
政策審議を行う審議会等の運営の見直し		検討	順次実施		
寄附受け入れ型の活動費助成制度の整備		検討			
集会施設の利用方法等の改善		検討	順次実施		
活動コーディネート機能の確保		検討	検討		

協働の推進に関する条例の制定			検討	検討	
----------------	--	--	----	----	--